

令和6年6月愛荘町議会定例会 追 加 議 事 日 程

令和6年6月20日 午 時 分開議

- | | | | |
|-------|---|--------|-----------------------|
| 追加日程第 | 1 | 議案第39号 | 契約の締結につき議決を求めることについて |
| 追加日程第 | 2 | 議案第40号 | 契約の締結につき議決を求めることについて |
| 追加日程第 | 3 | 議案第41号 | 契約の締結につき議決を求めることについて |
| 追加日程第 | 4 | 議案第42号 | 契約の締結につき議決を求めることについて |
| 追加日程第 | 5 | 議案第43号 | 財産の取得につき議決を求めることについて |
| 追加日程第 | 6 | 議案第44号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| 追加日程第 | 7 | 議案第45号 | 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第3号） |

（令和6年6月 日 午 時 分 ）

議案第 39 号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年6月20日

愛荘町長 有村 国知

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成18年愛荘町条例第52号）第2条の規定により、議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和6年度 繰越工事第2号
 秦荘中学校管理教室棟大規模改造その他工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 金 164,758,000円
- 4 契約の相手方
 住 所 滋賀県彦根市小泉町78番地の21
 氏 名 株式会社 伊藤組
 代表取締役 奥田 秀

議案第 40 号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年6月20日

愛荘町長 有村 国知

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成18年愛荘町条例第52号）第2条の規定により、議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度 工事第7号
愛荘町役場庁舎等リニューアル工事（給排水冷暖房工事）
- 2 変更契約の金額
変更前の契約金額 92,752,000円
変更後の契約金額 96,450,200円
- 3 契約の相手方
住 所 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子249番地
氏 名 株式会社 湖東工業所
代表取締役 上林 清作

議案第 41 号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年6月20日

愛荘町長 有村 国知

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成18年愛荘町条例第52号）第2条の規定により、議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度 工事第8号
 愛荘町役場庁舎等リニューアル工事（建築工事）
- 2 変更契約の金額
 変更前の契約金額 447,370,000円
 変更後の契約金額 457,510,900円
- 3 契約の相手方
 住 所 滋賀県蒲生郡日野町松尾五丁目1番地
 氏 名 株式会社 奥田工務店
 代表取締役 北川 昭市

議案第 42 号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年6月20日

愛荘町長 有村 国知

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成18年愛荘町条例第52号）第2条の規定により、議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度 工事第9号
 愛荘町役場庁舎等リニューアル工事（電気設備工事）
- 2 変更契約の金額
 変更前の契約金額 93,621,000円
 変更後の契約金額 108,747,100円
- 3 契約の相手方
 住 所 滋賀県草津市川原町132番地の4
 氏 名 株式会社 中島電業所
 代表取締役 中嶋 良典

議案第 43 号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年6月20日

愛荘町長 有村 国知

財産の取得につき議決を求めることについて

次のように財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に
関する条例（平成18年愛荘町条例第52号）第3条の規定により、議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|------------------------------|
| 1 | 取得の目的 | 令和6年度
愛荘町情報系端末等物品購入 |
| 2 | 取得の方法 | 随意契約 |
| 3 | 取得金額 | 金 14,074,500円 |
| 4 | 取得の相手方 | |
| | 住 所 | 滋賀県米原市米原西23番地 |
| | 氏 名 | 日本ソフト開発株式会社
代表取締役社長 蒲生 仙治 |

議案第 44 号

損害賠償の額を定めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年6月20日

愛荘町長 有村 国知

損害賠償の額を定めることについて

損害を次のとおり賠償することについて地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求める。

1 相手方

滋賀県愛知郡愛荘町川原842番地

西村 久昭

2 事故の概要

令和6年6月6日(木)15時頃、集落内の道で公用車を切り返そうとしたところ、相手方家屋の雨どいに公用車の後部が衝突し、雨どいを固定する金具及び管に損傷が生じた。

3 損害賠償金

金 12,870 円